様式第１４号

（イ）特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

　　年　　月　　日

　愛　知　県　知　事　殿

 郵便番号

 住　　所

 氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （名称及び

代表者の氏名）

 電話番号（　　　　）　　　　－

　下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第２２条第１項の規定により届け出ます。

記

１　氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

２　肥料の種類

３　肥料の名称

４　生産する事業場の名称及び所在地

５　保管する施設の所在地

　備考　輸入業者にあっては４を記載しなくてよい。

様式第１４号

（記載例）

（イ）特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

　　年　　月　　日

届出に当たっては、事前に県庁農業経営課へ必ず相談してください。

＜連絡先＞　農業経営課 管理・肥料農薬取締グループ

TEL　052-954-6408（ダイヤルイン）　　FAX 052-954-6931

　愛　知　県　知　事　殿

 郵便番号　４６０－８５０１

・法人の場合

本社（本店）の住所・名称を登記簿に記載されているとおりに記載して下さい。（※１）

・個人の場合

届出者本人の居住地の住所を記入。住民票又は運転免許証等に記載されているとおりに記載して下さい。

 住　　所　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

 氏　　名　株式会社アイチ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び　 代表取締役 愛知太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　代表者の氏名）

 電話番号 （０５２）９６１－２１１１

　下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第２２条第１項の規定により届け出ます。

記

１　氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

　　株式会社アイチ 代表取締役 愛知太郎

名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

原則、※１に記入した「氏名及び住所」を転記してください。

なお、肥料関係部門の事務所が※１以外に独立した形で設置してあり、その事務所を窓口としたい場合は、その事務所の所在地を記入してください。

２　肥料の種類　（※下記「特殊肥料等を指定する件」の、いずれかを記載してください。）

堆肥

|  |
| --- |
| 特殊肥料等を指定する件（昭和２５年６月２０日農林省告示第１７７号）〇魚かす、〇干魚肥料、〇干蚕蛹、〇甲殻類質肥料、〇蒸製骨、〇蒸製てい角、〇肉かす、〇羊毛くず、〇牛毛くず、〇粗砕石灰石、〇米ぬか、〇発酵米ぬか、〇発酵かす、〇アミノ酸かす、〇くず植物油かす及びその粉末、〇草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、〇木の実油かす及びその粉末、〇コーヒーかす、〇くず大豆及びその粉末、〇たばこくず肥料及びその粉末、〇乾燥藻及びその粉末、〇落棉分離かす肥料、〇よもぎかす、〇草木灰、〇くん炭肥料、〇骨炭粉末、〇骨灰、〇セラツクかす、〇にかわかす、〇魚鱗、〇家きん加工くず肥料、〇発酵乾ぷん肥料、〇人ぷん尿、〇動物の排せつ物、〇動物の排せつ物の燃焼灰、〇堆肥、〇グアノ、〇発泡消火剤製造かす、〇貝殻肥料、〇貝化石粉末、〇製糖副産石灰、〇石灰処理肥料、〇含鉄物、〇微粉炭燃焼、〇カルシウム肥料、〇石こう、〇混合特殊肥料 |

３　肥料の名称

アイチ堆肥

４　生産する事業場の名称及び所在地（愛知県内にある生産する事業場を全て記入してください。）

　　株式会社アイチ 名古屋工場

名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

５　保管する施設の所在地（愛知県内にある保管施設の所在地を全て記入してください。）

　　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

備考　輸入業者にあっては４を記載しなくてよい。

特殊肥料生産（輸入）業者の届出に必要な書類

**●必要な書類**

提出前に、下記をご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類チェック表 | 提出部数 |
| 本社が愛知県外又は名古屋市内 | 本社が左記以外の場合 |
| □ 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書 | ２部 | ３部 |
| □ 登記簿謄本（抄本）又は住民票など（初めて申請する方のみ）※コピーの場合は発行後3ヶ月以内のもので、申請者が原本証明をしたもの | １部 | ２部 |
| □ 生産工程の概要（次頁以降に記載例あり） | ２部 | ３部 |
| □ 生産する肥料の分析成績書（次頁以降に記載例あり） | ２部 | ３部 |
| □ 連絡先の説明資料（次頁以降に記載例あり） | ２部 | ３部 |
| □ 返信用封筒（切手も貼付）（副本返送用です） | １部 | １部 |
| **※下記は、該当する場合は提出して下さい。** |
| □ 生産設備を賃貸して肥料を生産する場合の確認書類 | ２部 | ３部 |
| 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書、賃貸借契約書写し、見取り図 |
| □ 委託して肥料を生産する場合の確認書類 | ２部 | ３部 |
| 委託による肥料の生産に関する届出書、委託生産契約書写し |
| □ 牛等の部位又は牛等由来の原料を含む場合は大臣確認等必要書類 | ２部 | ３部 |
| 蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、骨炭粉末、骨灰、にかわかす、堆肥、発泡消火剤製造かすの10種類について、牛等の部位を原料とする肥料（原料）を使用する場合は、牛のせき柱等が混合していないこと、加熱、蒸製等の原料加工措置又は摂食防止措置（肥料生産業者が摂食防止措置を行わない場合のみ）が適切に行われていることを確認できる書類（「大臣確認書」、「肥料原料供給管理票」、「輸出国証明書」）の写しを添付 |
| □ 混合特殊肥料の場合の確認書類 | ２部 | ３部 |
| 原料に使用した特殊肥料の生産業者届出書の副本写し等 |

**●届出書の提出先**

下記の提出先に提出して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の所在地（法人の場合は本社・本店、個人の場合は居住地） | 提出先 |
| 名古屋市、愛知県外 | 農業水産局農政部農業経営課 | 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2℡　052-954-6411 |
| 一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡 | 尾張農林水産事務所農政課 | 〒460-0001名古屋市中区三の丸2-6-1℡　052-961-7211 |
| 津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡 | 海部農林水産事務所農政課 | 〒496-8532津島市西柳原町1-14℡　0567-24-2111 |
| 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡 | 知多農林水産事務所農政課 | 〒475-0903半田市出口町1-36℡　0569-21-8111 |
| 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡 | 西三河農林水産事務所農政課 | 〒444-0860岡崎市明大寺本町1-4℡　0564-23-1211 |
| 豊田市、みよし市 | 豊田加茂農林水産事務所 農政課 | 〒471-8566豊田市元城町4-45℡　0565-32-7361 |
| 新城市及び北設楽郡 | 新城設楽農林水産事務所 農政課 | 〒441-2301北設楽郡設楽町田口字小貝津6-2℡　0536-62-0545 |
| 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市 | 東三河農林水産事務所農政課 | 〒440-0806豊橋市八町通5-4℡　0532-54-5111 |

《生産工程の概要の記載例》

（記入例）

「○○○○堆肥」の生産工程の概要

堆積・発酵

牛ふん

〇〇％

モミガラ

〇〇％

オガコ

〇％

発酵牛ふん

□□％

<処理施設>

エアレーション　〇～〇日

切り返し回数　〇回/〇日

処　理　期　間　〇か月

<入手先>

〇〇〇〇牧場

〇〇市〇〇町

広葉樹バーク

<入手先>

〇〇〇会社

〇〇県〇〇市

□□％

粉　　砕

混合・調整

発酵促進剤として、尿素を製品重量当たり0.3％未満添加する。

※牛等由来の原料を含む場合で、摂取防止措置を行う場合は「摂取防止材として、消石灰（例）を製品重量当たり５％使用する。」旨を記載する。

堆積・発酵期間　〇か月～〇か月

切り返し回数　〇回／〇日

堆積・発酵

・攪拌

篩　　い

計　　量

袋　詰　め

製　　品

メッシュ〇㍉

〇〇㎏

〇〇株式会社

△△工場

オーバー品は返送

* 原料、材料、使用割合、入手先、処理施設・方法について、できるだけ詳しく記載すること。

※凝集促進材を使用する場合は凝集促進材の化学物質の名称が分かるように記載してください。

**特殊肥料生産（輸入）業者届出書に添付する分析成績書について**

特殊肥料の生産（輸入）の届出には、下表のとおり該当する分析項目（○印）について、肥料分析法に基づく分析を行い、その成績書の添付をお願いしております。

肥料の種類ごとに必要な肥料成分の分析を行うこと（普通肥料の公定規格を参考。）

特に「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料（堆肥又は動物の排せつ物を原料として使用する場合）」は成分表示が義務付けられていることから、届出時にとどまらず、定期的に分析を行ってください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分析・試験項目特殊肥料の種　　　類 | 肥料成分の分析成績 | 水分含有量 | 炭素窒素比C/N比 | 重金属類の分析成績 | 植物に対する害に関する栽培試験（コマツナの発芽及び発芽後の生育に及ぼす影響の検討） |
| TN窒素全量 | TPりん酸全　量 | TK加里全量 | CaO石灰全量 | Zn亜鉛全量 | Cu銅全量 | Cdカドミウム |
| 指定(イ)の肥料 | 魚かす、干魚肥料など10種類 | ○ | ○（肥料毎に必要なもの） | ○ | ○ | ○ | － | － | － | － | － |
| 指定(ロ)の肥料 | 動物の排せつ物 | ○ | ○ | ○ | ○注１ | 〇 | ○ | ○注２ | ○注３ | △注４ | － |
| 堆肥 | ○ | ○ | ○ | ○注１ | 〇 | ○ | ○注２ | ○注３ | △注４ | 原料、生産工程による |
| その他の指定(ロ)の肥料 | ○（肥料毎に必要なもの） | ○ | ○ | ○ | 〇 | － | － | － | － | － |
| 混合特殊肥料（指定(ハ)の肥料） | ○ | ○ | ○ | ○ | 〇（肥料毎に必要なもの。注５） |  | ○注２ | ○注３ | △注４ |  |

※　水分は必ず分析してください。必要に応じて、ｐＨ、ＥＣ等についても分析してください。

表の注は、以下の場合に分析が必要です。

注１　石灰を使用したもの

２　豚ふん又は家きんふんを原料に使用したもの

３　豚ふんを原料に使用したもの

４　土壌保全の観点から分析を行うべきもの

５　混合特殊肥料は、堆肥、動物の排せつ物を原料とする場合、分析が必要な成分は堆肥、動物の排せつ物に準じる。

なお、主成分の含有量等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める「肥料等試験法」によるものとしてください。

連絡先の説明書

○本社

会社名：

郵便番号：

住所：

電話番号：

ＦＡＸ：

○生産する事業場

名称：

郵便番号：

住所：

電話番号：

ＦＡＸ：

○担当者

氏名：

住所（登録証等送付先）：

部署：

電話番号：

ＦＡＸ：

メールアドレス：

堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート

|  |
| --- |
| 届出等の際に堆肥及び動物の排せつ物について、①使用できない原料が使用されていないか、②法令に沿って正しく表示しているかをチェックしてください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 点検項目 | 確認欄 |
| Ⅰ 原材料 |
| １ 汚泥を使用していないか。 |  |
| ２ 魚介類の臓器を使用していないか。 |  |
| ３ 尿素や硫安等を肥料成分を引き上げる目的で使用していないか。 |  |
| ４ 凝集促進材を使用しているか。使用している場合メーカー名：　　　　　　　　　　　　　　　　製 品 名：　　　　　　　　　　　　　　　　　① ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材 ・・・・・・・・・・・□② ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材 ・・・・・・・・□③ ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材 ・・・・・・・・・□④ ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材 ・・・・・・・・□⑤ ポリアミジン系高分子凝集促進材 ・・・・・・・・・・・・・・□⑥ アルミニウム系無機凝集促進剤 ・・・・・・・・・・・・・・・□⑦ 鉄系無機凝集促進材 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・□ |  |
| ５ 動物由来の肉や皮等を使用する場合、必要な手続を取っているか。 |  |
| Ⅱ 表示 |
| ６ 原料や生産工程を変更した場合、主要な成分の含有量等の表示を更新しているか。 |  |
| ７ 銅・亜鉛・石灰について、含有量が基準を上回る場合は、表示しているか。 |  |
| ８ 腐熟促進材を使用している場合は、材料の名称を表示しているか。 |  |
| ９ 動物由来原料を使用している場合は、必要な注意事項を表示しているか。 |  |

＜解説＞

|  |
| --- |
| 原材料について |
| １ 汚泥（注１）を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。（注１）汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。 |
| ２ イカの内臓、ホタテのウロなどの魚介類の内臓を使用すると「水産副産物発酵肥料」として登録が必要となります。 |
| ３ 尿素や硫安等は、腐熟促進材として「堆肥」に使用することはできますが、肥料成分を引き上げる目的で使用することはできません。腐熟促進材としての役割を超えて使用した場合には、普通肥料として登録が必要となります。 |
| ４ 動物の排せつ物に指定された凝集促進材（注２）を使用したものを原料とする肥料は「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できます。（注２）ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリアミジン系高分子凝集促進材、アルミニウム系無機凝集促進材、鉄系無機凝集促進材 |
| ５ 動物由来の肉や皮等を使用する場合、牛の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認）、反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC 理事長確認）、管理措置等など手続が必要となります。 |
| 表示について |
| ６ 「堆肥」及び「動物の排せつ物」については、主要な成分の含有量、原料などの品質に関する事項を表示する必要があります。このため、原料や生産工程を変更した場合には、表示を更新する必要があります。 |
| ７ 主要な成分の含有量等のうち、銅・亜鉛・石灰については、含有量が基準を上回る場合は、表示する必要があります。 |
| ８ 腐熟促進剤を使用している場合は、材料の名称を表示する必要があります。 |
| ９ 動物由来原料（注３）を使用している場合、注意事項を表示する必要があります。（注３）動物由来原料を使用している場合とは、生産に当たって動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質）が使われている場合を言います。 |

※平成29年10月25日付け29消安第4020号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知抜粋